環境と森づくりを考える税制懇話会(第3回)

- 1 日 時 平成21年10月15日(木) 午後1時30分~3時45分
- 2 場 所 ホテル談露館 2階「山脈」 (甲府市丸の内1-19-16)
- 3 出席者 (敬称略)
 - (委員)池上岳彦、大村俊介、小沢典夫、木平勇吉、矢川満、 三枝悦夫、曽根原久司、田中美津江、日髙昭夫
 - (事務局) 森林環境部長、林務長、次長(林政,環境) 森林環境 総務課長、環境創造課長、みどり自然課長、森林整 備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、 税務課長、森林環境総務課総括課長補佐
- 4 傍聴者等の数 7人
- 5 会議次第
- 1 開会
- 2 座長あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会
- 6 会議に付した事案の案件
 - (1) 論点整理
 - (2) アンケートの実施結果について
 - (3) 新たな施策の展開方向について
 - (4) 新たな施策展開に係る財源について
 - (5) その他

7 議事の概要

1

開会

司

会 委員の皆様には、ご多忙にも関わらず会議にご出席いただきま してありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第3回環境と森づくりを 考える税制懇話会を開催させていただきます。

始めに、日髙座長からご挨拶をいただきたいと思います。

2 座長あいさつ

日 髙 座 長

お忙しいところ、お集まりいただきまして誠に有難うございます。第2回の懇話会から、しばらく時間も経ちまして、その間に 政権交代もあり、様々な政策に変更が生じました。その事から、 県政においても、多方面で影響が出てくるのではないかと思いま す。

しかし、政権交代とは別に、この環境と森づくりを考える税制 懇話会で議論している森林整備による公益的機能の向上につい ては、しっかりと取り組まなければならない課題だと思っており ます。

前回は、今後の森づくりの在り方。また、森林の機能についても様々なご議論、ご提言をいただきました。そのような前回の新たな施策展開を踏まえまして、今回は、税制あるいは財源につきまして、様々な角度からご意見、ご提言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

司会

有難うございました。では、議事に移ります。

本日の会議は、前回の会議同様「審議会等の会議の公開等に関する指針」により、公開とさせていただきます。会議録につきましても後日発言者の名前を入れて公開させていただきますので、御了承願います。

また、お願いでございますが、議事録作成の都合上、大変恐縮ですが、発言に当たりましてはマイクをご使用いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、座長にお願いいたしますので、よ

ろしくお願いいたします。

3 議 事

日 髙 座 長 では、議事に入ります。まず第1の議題であります論点整理に ついて、第2回会議でのご意見、ご提言を事務局で整理していた だきましたのでお願いします。

総務課長

森林環境 資料1について説明

日 髙 座 長 | 有難うございます。事務局で整理していただきましたが、これ に関しまして、ご意見やご質問はありますか。

> 特にないようでしたら、第2議題に入ります。このテーマは県 の方で、県民の皆様にアンケート調査を実施いたしましたので、 その実施結果について、ご説明いただきたいと思います。

森林環境 総務課長

資料2について説明

日髙座長

- 有難うございます。事務局から県民意識調査の単純集計結果に ついて、ご説明をいただきました。これについて、ご質問はござ いますか。

私の質問ですが、このアンケート調査は無作為抽出法で実施し たということですが、53.4%という回収率は高い方なのでし ょうか。

森 林 環 境 2 ,000人のアンケート調査を実施した場合、700人程度 総 務 課 長の回答があれば、有効であると聞いております。今回のアンケー ト結果は1,000人を超えておりますので、有効だと考えてお ります。

小 沢 委 員 感想ですが、温暖化の場合には排出している側の責任であり、 森林の場合には所有者の責任であるから、お金を出したくないと いうことが、アンケートの結果に表れているのではないかと思い ます。

> また、県民の方は、森林の状況をどのくらい知っているのか分 からないですが、森林の荒廃を何とかしなければならないという

気持ちは、県民の皆さんも同じではないかという印象も受けまし た。

日髙座長

有難うございました。他に何かありますか。

森林環境 先程の補足ですが、他県での回収率は、概ね30%から40% 総務課長|程度です。回収率が高いところですと、富山県の51.6%があ り、山梨県と同じ程度となっています。

日 髙 座 長| 昔と違って、行政が実施するからといって簡単にアンケートに 答えてくれるという感じではなくなっているのでしょうか。私個 人としては、回収率が高いのではないかという印象を受けました

内容に関しまして、ご意見はございますか。

ないようでしたら、次の議題に入ります。新たな施策の展開方 向について事務局からお願いします。

森林環境 総務課長

資料3について説明

日髙座長

有難うございます。ご説明がありましたとおり、県では、グリ ーンニューディール計画という低炭素社会の実現に向けた総合 的な取り組みが進められています。これは、再生可能なエネルギ ーを分散型のニューディールシステムで、バイオマスの利活用や 小水力、そういったストックを上手く利用しており、おそらく産 業の展開等も期待ができる取り組みだと思います。森林整備の問 題も、低炭素社会の部分で接点が出てくるのではないでしょう か。

それらの事と、先程のアンケートの結果も踏まえまして、何か ご意見はございますか。

木平委員

まず、資料3の新たな施策の展開方向についてですが、これは 事務局としての提案ですか、それともアンケートの結果から出て きたものでしょうか。

第2に、新たな施策の展開には、方向1と方向2があるが、こ れは2つの方向で推進するという意味なのか、あるいは1つか2 つを選択的に推進するという意味なのか。

第3に、方向1に再生可能エネルギーの利用促進、吸収源対策

の推進とあるが、具体的にはどのようなものがあるのでしょう か。

森 林 環 境」 まず、新たな施策の展開方向についてですが、前回は森林整備 総 務 課 長 の部分でご議論いただきました。今回は、低炭素社会に向けた新 たな施策展開ということで提案をいたしました。その中で、アン ケートの結果も出ましたので、その結果を踏まえた上で、新しい 施策が考えられるのではないかと思いまして、新たな施策展開の 方向1、2を提案した次第です。

木平委員

低炭素社会の実現というのは、これを懇話会の1つのテーマに しようということなのか、それとも、今日はこれだけについて議 論しようということなのでしょうか。

森林環境

この懇話会の初回にも申し上げましたが、森林整備の部分と、 総 務 課 長 低炭素社会の実現という 2 つの柱がありまして、前回までは森林 整備の部分でご議論いただきましたので、今回は低炭素社会の実 現という部分でご議論いただきたいということです。

木 平 委 員」 低炭素社会の実現という部分に限定したということですね。そ うしますと、ご提案いただいたのは、再生可能エネルギーの利用 促進、吸収源対策ということですが、これは具体的にどのような ものでしょうか。

地球温暖化防止に向けた排出削減ですとか、森林を整備して公

森林環境 総務課長

具体的には、森林整備です。

木 平 委 員

再生可能エネルギーの利用促進は何ですか。

森林環境

太陽光発電や木質バイオマス、小水力等です。

総務課長

木平委員

吸収源対策は何ですか。

森林環境

総 務 課 長|益的機能を発揮させることにより、吸収源対策を図るということ

です。

日 髙 座 長 他にご意見はございますか。

小沢委員

私は、この懇話会の初回に、森林整備による森づくりと低炭素 社会という2つの概念があって、低炭素社会の話は、森林整備と は少し異なり、環境税のような別の議論になるから分けて話した 方が良いと申し上げました。

確かに、森林整備の話と低炭素社会の話は重なる部分が少しあ ります。これだけを見ますと、再生利用可能なエネルギーが必要 であったり、あるいはノーレジ袋であったりと、様々な施策があ るようですが、この場で全てを行うのは無理だと思います。例え ば、グリーンニューディール計画にしたって、太陽光発電、小水 力、全て必要だと思います。しかし、それは国で環境税を創設し ていただき対応してもらった方が良い。ただ、森林の吸収源につ いては、森林を整備して成長させないと出来ないので、森林整備 と低炭素社会は、その部分では一体だと考えております。

それから間伐についてです。前回、現地調査に行きましたが、 間伐材を搬出して、使用するところに何らかのインセンティブが ないといけないのではないか。木質バイオマスは、山梨県という 土地で考えれば、利用可能性は相当あると思います。間伐材も、 そういったところで利用できるように推進したほうが良い。

森林整備と低炭素社会の両方があるが、森林整備を主体とし て、その中に、森林の吸収量とかバイオマスエネルギー等の低炭 素社会に繋がるものを入れて議論するという理解で、私は考えて おります。

日髙座長

何かご意見はございますか

分かりにくい部分があったかと思いますが、この懇話会の方向 性は、環境やまなし創造会議でも提言がありましたように、森林 整備という部分と、低炭素社会という部分の両面で議論していく 必要があるかと思います。

重要なのは、どのようなところに施策の焦点を当てていくかと いう内容の部分だと思います。それを整理した上でアンケートの 内容を踏まえますと、公共関与で財源を対応していくとすれば、 森林整備についても重点を置かなければならないですし、低炭素 社会の内容で重なる部分。例えば、木質バイオマスの利用促進、 吸収源対策といった部分でも公的関与の重点を置かなければな りません。

それに加えて、施策を支えるために人や地域も含めた仕組み作

りが必要だと思います。低炭素社会もそうですが、森林整備には、 バイオマスも含めて広く仕組みづくりをする。そのような方向で 考えてみてはいかがでしょうか。

田中委員

今、ご説明をいただいた中で要点が掴めたのですが、この懇話会に出る度、突然出されるような感じで、次に繋がっていかない気がします。前回の議論があって、それを踏まえて、次の議論ということなら良いと思います。

また、私も森づくりにたずさわっているということで、この懇話会にいると思っておりましたが、急に今日は、低炭素社会というこで、森づくりの部分はどこに行ったのかと思ってしまいます。確かに、繋がっている部分があるのは分かりますが、小沢委員がおっしゃったように、森からの低炭素社会を考えるというように私も解釈しておりました。

また、先日の意見交換会も全く説明がないまま出席しまして、 行ったら多くの人が集まっており、これが良い事例だと思いま す。たまたま、今回の中北地区で実施した意見交換会に、私達の ボランティア団体が呼ばれており、その会の内容が何であるかと いうことが、その時に初めて分かったような次第でした。私の認 識不足かもしれませんが、今回の、この部分も途切れてしまって いる気がします。

いずれ、懇話会で森林環境税を導入するに当たって、県民の理解を得る必要があると思いますし、この懇話会は、そのための議論をする場所であるとも思っておりますが、そこに繋がらない気がします。県民の認識も、私の認識とさほど変わらないと思いますので、もう少し丁寧な説明があっても良いのではないのかと思います。

日髙座長

ありがとうございました。

池上委員

前回は、森林整備の話をされたということですが、今回のアンケートの結果を見ますと、森林に対する機能ということで、二酸化炭素という問題、水の問題、それから防災の問題。どうやら、県民の皆さんは、この3点の問題に関心があるのではないかと思います。

しかし、施策の展開となったら全てが低炭素社会になってしまった。議論の流れから言いますと、資料3は、確かに低炭素社会に向けた資料であって、それに枝付けがしてあります。

また、低炭素社会も吸収源といった部分等で関わりがあるかと 思いますが、前回からの議論を考えるとバランスが悪いのではな いか。やはり、主語は森づくりというか森林にしなければならな いと思います。また、この後、具体的な話は森林に戻りますよね。 ですから、この部分だけ異質な感じを受けました。

森 林 環 境 資料の構成については申し訳ありませんでした。しかし、先程 総 務 課 長 も申し上げましたが、元々、2つのミッションがありました。

> 1 つは、多様な公益的機能を有する森林を次の世代に引き継ぐ という森林の機能の問題。

> 2つ目は、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みの推 進。

> 説明に不備があったかもしれませんが、前回につきましては、 多様な公益的機能を有する森林を次の世代に引き継ぐという森 林の機能について、ご議論いただいたと思っており、今回は、低 炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みの推進について、ご議 論いただきたかったのですが、分かりにくい部分があったかと思 います。

日 髙 座 長 他にございますか。

大村委員

森林保全の意味や意義、そのための望ましい姿というのは、か なり進んでいると思いますし、専門の方も随分考えていると思い ます。その話も踏まえて、誰もがこれを解消した方が良いという 事、あるいは、持続可能な姿を期待する事や全体の仕組みづくり が重要だということは、私の中で理解したつもりです。

前回も申し上げましたが、いつまでに、誰が、そこに係る効果 性といったものを、そろそろ税の問題も含めて、詳細な計画に入 れていかないといけない。また、同じ話を何回しても仕方がない と思います。

民間で言いますと、財源は出資になりますが、どこからか調達 しなければなりません。今度の話は税ということなので、詳細な 事業計画がなければ出資を出来ません。森に関していえば、非常 に長期的な話になりますから、県民の方が出資した効果が、どの ように出るかという事を、具体的にしなければならないと思いま す。

それが間伐なのか、植栽なのか。そのお金が全体の中で、どの ような効果が出るのかということを、そろそろ委員として答えを

ださなければいけないと思います。

この後、具体的な話があるということなので、同じような議論 を長くするより、話を進めていった方が良いのではないか。

日髙座長

ありがとうございました。そのような話もございますので、具体的にどういった施策に、どういった財源が、どれくらい必要かということを事務局から、ご説明願います。

森林環境総務課長

資料4-1について説明

税務課長

資料4-2について説明 資料4-3について説明

日 髙 座 長

今、3つの資料について、ご説明いただきましたが、何か質問 はございますか。

三枝委員

森林環境税の金額についてですが、アンケートの回答で最も多いのは、県民1人あたり500円、法人には5%の均等割ということです。

資料4-3の8ページで言いますと、県民1人あたり500円とすると216百万円、法人税5%で60百万円とありますが、仮にこれで設定すると、276百万円ということになるということですね。

曽根原委員

資料4-3の1ページで、ふるさと納税がありますが、これは もう実施されているので、どのくらいの納税があったのか。

また、7ページにあります新税導入検討に係る主な論点で、納税者側の手間と徴収者側の手間について、費用の多寡などを教えていただきたい。

税 務 課 長

ふるさと納税については、県と市町村で80百万程度、山梨県は14百万程度でございます。これは納税と記載されていますが、性質は寄付金となっており、山梨県で育ち東京等の都市部で生活をされている方に寄付していただくようなもので、いわゆる税額控除方式で実施しております。

それから、徴税のコストについてですが、税の原則としまして、経費最少の原則により、超過課税については、現状の税制に上乗

せするので、それほど大きくならないと思います。

法人の場合は申告していただきますが、均等割の税率を修正し ます。例えば、50億円超は80万円となっておりますが、80 万円+5%となりますので、今のベースで出来ると考えておりま す。

また、個人の場合は市町村が徴収しておりますので、また市町 村と調整をしなければなりませんが、以前、県民税を700円か ら1,000円に上げた時と同様にしますので、それほどコスト 的にはかからないと思います。

矢川委員

資料4-1のところで、荒廃森林面積というのが、人工林で2 3 千 ha ということですが、間伐というは5年から10年に1度 は実施しなければならないので、手入れは繰り返しやっていただ きたいという考え方でいかなければならないと思います。

また、山梨県の目標 CO2 吸収量が、94万2千tを目標にして いるということですが、1ha あたりの吸収量をどれくらいで考 えているのか。それが分かれば、大体の費用というものも算出で きるのではないでしょうか。

森 林 環 境」 資料4-1の2ページをご覧いただきたいのですが、そこに森 総 務 課 長 林機能の回復が必要な森林面積が3万6千 ha とあるのですが、 人工林の中に荒廃が進んでいる森林が2万1千 ha ありまして、 その下に記載してあります適切に管理されている森林は、通常の 造林補助金により行っている事業です。この部分で適切に管理で きなければ、荒廃が進んでいる森林に入ってくると考えておりま す。

森林整備 課

森林吸収量の話がございましたが、 1 ha あたりの吸収量とい 長一うのは、樹種等によって異なります。県の考え方としては、県内 に人工林は15万 ha 程度ございますが、その内の11万 ha を適 切に管理し、天然林につきましても適切に管理していくという主 旨で、94万2千 ha という数字を出しております。森林につい ては、成長したり、太りますから、それを盛り込んだ1ha あた りの数字というものはお出しできない状況で、端的に答えられな いところでございます。

矢川委員

面積等が確定出来ないと、予算もあるだけで賄うということ で、説明に具体性がないと思います。

課

森 林 整 備」 今、数字から予算額を出すのは難しい事は申し上げましたが、 長 例えば、11万 ha の森林整備を実施すれば、木材がある程度ス トックされて、そこに CO2 が吸収されると思いますし、そのよう に間伐も推進していくつもりです。

> また、94万2千 ha というのも、どのように間伐していくの かと申し上げますと、目標が6年間という中で、3万6千 ha。 年間6千 ha を目標に実施していくわけで、予算につきましても、 そのように出しております。

三枝委員

先程の試算で、県民1人あたり500円、法人が5%ですと2 76百万円になるということでした。

県民がお金を出し合って、森林を整備していくのに276百万 円が、どの程度の規模の事業が可能なのか、資料4-1の3ペー ジに所要額がありますが、1つの事業として、どの程度なのかと いうことを教えていただきたい。

森 林 環 境 4・1の3ページで示したものを10年で割り戻しますと、 総 務 課 長 3 . 5 から 5 億というようにお話して、それが参考かと思います が、なかなか難しいところがございます。そうしますと、一番安 いところで2億7千万円程度ではないかと思います。

日髙座長

他にご意見はございますか。

田中委員 アンケートの中で、61.1%の方が森林を整備する担い手を 育成すると答えております。また、この懇話会の中でも担い手の 育成ということは議論にも出ておりますし、盛んに叫ばれてきた と思いますが、今回の新たな施策の展開方向の資料の中に、担い 手の育成という部分が見当たらないというのは、何か理由がある のでしょうか。色々なところでも、公に言われておりますので、 いかがでしょうか。

森 林 環 境」 どこまで税を使うのかといった事もあると思います。人材育成 総 務 課 長 につきましては、規模の話もありますし、間伐を実施することに より、人材育成も図れるのではないかという観点もあるかと思い ます。そのことから、今回は、既存の事業でも出来るのではない かということで、こちらの資料には入れてございません。

日髙座長

よろしいでしょうか。

大村委員

先程の話と重複しますが、時間軸で第1期、第2期、第3期と、 何年でどれくらいの効果性が出るのか。

間伐であれば3万6千ha。年に換算すれば、6千haというこ とですが、数字が17億円から23億円と大きく異なるので、そ こに投資するお金で、どれくらいの効果が出るのかということ が、分かりやすい指標を時間軸で設定するということが1つ。

また、限られたお金を薄く広く使うのか、一点突破という形で 投資していくのか、その使い方の話です。現場にいる人は、数字 が分かるが、納税者からすれば、分かりやすい効果性が求められ る。技法としては、いろいろあるかと思いますが、目に見える形 で、具体的にした方が良い。

日髙座長

今のご発言にもございましたが、資料4-1の3ページで、1 番ウェイトが大きいのは、荒廃森林の再生で1万5千 ha という ことですが、17億円から23億円という幅の根拠があれば教え ていただけますか。

森 林 環 境 これは標準単価がございまして、1 ha あたり間伐を実施しま 総務課長すと23万円から25万円となっております。通常、間伐を実施 しますと、国庫補助金で51%の補助があります。そうしますと 残りの49%の負担を県がしてきたものもありますし、所有者が 負担してきたものもございます。その49%の全額に税を充てる のか、所有者の分だけ税を充てるのかということで試算をしてあ りまして幅があります。

日髙座長

総事業費ではなくて、負担配分ということですか。

森林環境 総務課長

総事業費のうち、国庫補助金を除いた負担分ということです。

日 髙 座 長 その辺りが分かりにくいですね。

どのようにして山林所有者等に負担してもらうか、あるいは税 を充てるかという負担配分というのは、事業量全体とは違う意思 決定をしなければならないテーマですね。

その前に、総事業費がどの程度かかるのかということがあっ て、23億円というのは総事業費の最高額なのか、それとも49 %の最高額なのか。

森 林 環 境 これは、先程申し上げました1万5千 ha を最低1回間伐する 総務課長ということで標準単価を掛けた49%分ということです。

日 髙 座 長 では、この17億円というのは。

森林環境

これは、国庫補助金が51%で、残りの49%の内17%を県 総 務 課 長 が負担した場合、森林所有者の負担が32%となります。それを 税で充てた時の試算です。

日 髙 座 長 この17億円というのは、現行制度のもとで上手く機能してい ないから、全額を国と県で補助すると23億円ということです か。

総務課長

森 林 環 境」 そういうことです。

日髙座長

他の項目の幅も同じ理由ですか。

森林環境

国庫補助金が取り入れられるのは、そういうことです。長伐期 総 務 課 長 についても、国庫補助金がない部分については、同様になります。 保安林につきましては、面積が1,500haから1,800ha 程度ということで、2千 ha とまとめているのですが、その幅と いうことになります。

池上委員

独自課税をする時の財源を何に使うかといった時に、国庫補助 事業と地方負担分、あるいは所有者負担分を併せて考えるのは、 非常に珍しい発想でして、普通は、単独で事業を実施する場合、 独自の財源で実施するのが一般的です。国庫補助事業になります と、その財源は国との関係で財源保障の問題が出てくるかと思い ます。

今、お話を伺いますと、森林所有者の方が負担出来ないから、 肩代わりしようという考え方と、本来は県債を発行するところ、 県債を発行しないで、新税を充てるという発想なのかという印象 を受けました。それでよろしいですか。

森 林 環 境」 積算としては、そのような格好になります。

総務課長

池上委員

それから当然のことですが、国庫補助事業というのは、国の意 向もありますので、政権も変わり予算を削減しております。そう しますと、山梨県が事業を実施する時に、保留される場合とかあ る訳ですよね。それとも、県が事業を実施するといった時に必ず 国庫補助金は来るものなのでしょうか。

森林環境

国庫補助事業で取り入れられるものを考えているところです。 総 務 課 長|他県でも、国庫補助事業で、全額が取り入れられる事業を新しい 税で実施している県もございます。そのようなところで積算をし た次第です。

田中委員

私達は公益的機能を発揮するという観点から、企業に森づくり を提案しておりますが、林業経営で国庫補助金が入った等の什組 みは分らないのですが、全額、森にかかる費用を負担していただ きながら推進している訳です。

ですから、1ha で400万円から450万円の費用が5年間 でかかる。この数字は、他県に行っても遜色ないものだと自負し ている訳ですが、この懇話会の現地視察で出たのが、60年間で 同じ様な数字が出てきたということで、質問させていただいた記 憶があります。それと同じように、基準が国庫補助金を使うから こうなる、そして県の負担がこうなる、所有者の負担がこれだか ら幅があるという数字の出し方は、今回のような議論をする時に は、非常に複雑になりますし、この事業に、この程度の費用が必 要ということにならないとおかしいです。

ですから、幅があるということは、県民の方にも分かりにくい と思いますし、新しい税を導入する時には、必要なものを分かり やすく説明して、納得していただいて、初めて税を導入できるも のであって、そのような議論にしていくための資料が欲しいとい うことを再三、申し上げているのです。今回の部分もそうですが、 基準がないというのは、非常に分かりにくいです。

また、どの単価で試算するのかといったことも分らないと。説 明が複雑になるのではないかと思います。

林務 長

話は戻りますが、田中委員もおっしゃったように、標準単価的 なものがあって、資料4-1の3ページの試算をする中で、例え ば51%が国費、17%が県費、残りの32%が所有者負担の現 状があります。現実的に、なかなか森林整備が進まないとすれば、 その部分に新税を充てるという説明をすべきだったと思います。

それから、池上委員の方から国庫補助事業が得られるのかということでしたが、現在、地球温暖化防止を目指す京都議定書で国が公約した第1約束期間ということもありまして、CO2の削減が6%の内、森林吸収が3.8%という前提の中で、少なくとも平成24年までは期待できると考えております。

むしろ、国の補助金を使っても、所有者負担の部分で森林整備が進まないというところの課題の方が大きいのではないかと思っております。

木 平 委 員

今、想定される主な事業の数量とか、単価が議論されておりますが、私は量ではなく内容の方も分かりやすく説明する必要があると思います。

荒廃森林の再生について、金額や面積についての資料が大部分を占めていると思います。何 ha を実施するかはこれからですが、森林にどのような作業が必要かをはじめから、明確にしておかないといけないと思います。

また今後、林業として再生する見込みがない人工林を混交林にして、公益的機能の森林にするのが良いか、あるいは、木材生産林として再生するのか、そこをはっきりした方が良いと思います。

それと、間伐とは、木材生産の技術ではないかと思うのです。 公益的機能の維持増進は非常に良いことですが、しかし、森林整備とは、一体何をするのかを書き込んだ方が良いと思います。それと、吸収機能、水源機能、防災機能は、だれもが利益を受けるわけですから、これはみんなで負担することで納得ができるわけです。

ただ、木材生産を支援するという考え方では、その恩恵は所有者に還元されるのではないでしょうか。もう少しそれを広くして、木材生産を通して社会貢献に役立てるといった理論付けが必要かと思います。人工林を対象とした木材生産の位置付けが課題です。

また、荒廃した森林を整備された所有者は、それを長年維持する義務がありますから、その辺の指針がないと、すぐ伐採してしまうということでは、公益的機能が損なわれてしまいます。そのようなことで、公益的機能の内容を説明することが県民に対する義務だと思います。

税務課長が、森林環境税を導入する上での主な論点で述べられておりましたが、県民のお金で実施した事業が、どの程度の効果があったのかが説明できないと、これだけ使いましたという報告しかできない事態になりかねません。

神奈川県の場合は3年目を迎えまして、それをどう説明しようかということで、とても苦労しています。間伐が何 ha ということを言うのは簡単だと思います。しかし、それが、どうなったかを説明するのが難しい。県民の方から見た評価だとか、モニタリングとか説明とかを予め承知しておいたほうが良いと思います。

矢川委員

先程、田中委員の方からもお話がありましたが、森を整備する 担い手の育成というものが、県民のアンケートの中にも沢山あり ますので、是非、これも主な事業の中にとり入れていただきたい。

森林環境|部 長

境 ここまで、お聞きする中で、低炭素社会の資料ですとか、アン 長 ケートの中で使途等もありますので、お示ししたところですが、 混乱を招いた部分もありましたので、資料につきましては、次回 以降、改めたいと思います。

担い手対策につきましても、アンケートの中で、高いパーセントを示しておりまして、是非とも考える必要があるのかと思います。例えば、森林整備にしても、しっかりとしたマンパワーと言いますか、受け皿をしっかり考えていかなくてはいけない。

新政権に交代した上で、財源の話がありますが、ポスト京都議定書の話もございまして、森林整備の在り方が、どのように議論されていくかということも注視しなければならない。25%の排出削減ということも出されましたし、3.8%の森林吸収源の話、それは24年までということですから、それ以降は、県民の方に負担をしていただくという方向性で考えており、県民の方にも、等しく今後の動向に注視していただきたいと思っております。

また、税を確保することにつきましては、効果について説明をする必要があるのだろうと思います。非常に難しいところもありますが、税負担も全体像を把握した上で、十分に準備する必要があるかと思いますが、今日の段階では、まだ、お示しできないことは大変申し訳ございませんが、私としては、そのように考えているところです。

木平委員

細かい事を申し上げますが、どのような森林の手入れをするか といった時に、人工林の手入れが遅れていることは分かっても、 それをどうするかは非常に難しい課題です。

里山の再生で1万5千 ha とあるが、この資料には「地域の特性に合った里山再生」と記載されておりますが、これは一般の方が読めば、納得するかと思いますが、現場の方からしたら、とても分かりにくいです。里山の問題は、新しい問題で確たる技術が少ないので、このような部分での指針をしっかり示す必要があるのではないでしょうか。

神奈川県で実施した問題点ですが、森林整備は神奈川でも実施しておりますが、森林整備で何をするのか。間伐、除伐、被害木を全部伐採するとか、灌木をきれいにすることが森林整備なのかは疑問です。

確かに森林整備されたところに行けば、非常に外観はきれいです。しかし、それが何になるのか。CO2の吸収や水源涵養と、どこに関係があるのか。この資料にもありますが、生物多様性についても、これから非常に関心が高いことです。そうしますと、植林の木だけを残して、他は切ってしまうのは、今後の森林整備のあり方に反するのではないでしょうか。そのようなことで、県民税を使う場合、是非、里山の再生の扱いを検討いただきたいと思います。

日髙座長

では、他にございますか。

田中委員

今回の施策では、森林整備という部分が非常に大きいと思います。私の感覚では、この2年から3年は環境という観点から、森林に対する整備というのは、間伐に限ってなのかもしれませんが国の方で進んでいると思います。森林ボランティアで、いずれ整備しようと考えているところが、既に予算が入って間伐が実施されているといったこともあります。

ただ、その間伐が生物多様性といったところからしたら、切り捨てられているという点で、多々、気になるところがあります。 生物多様性の観点からすれば、植生を増やしていくために、間伐したものを整備した方が良いのではないかと思います。予算的に間伐までは予算が出るが、その後のところで何もないということがあるものですから、仮に森林環境税をこれから使うというところであれば、切り捨てられているものを、どう使うかということに焦点を当ててもらいたい。

先日、私が小学校に行った時、5年生の子供に、森林整備をするのに私達は何をすれば良いのかということを質問されたて、と

っさのことで、答えに悩みましたが、あなた達なら木を使っても らうことかなと答えました。

例えば、そのような事も、非常に分かりやすいですし、見える ところだと思います。やはり、森林整備がどれくらい進みました ということは一般の方には見えにくい。そういった部分で、県民 の方に見えるようなところで循環的に、森林環境税を使うことは 非常に受け入れやすいと思います。先日の意見交換会でも、流域 協議会の方もおっしゃっていましたが、私もまさしくその通りだ と思っておりますので、是非、そのような部分も検討いただきた 61

日髙座長

ありがとうございました。一通り、ご意見をいただきました。 第2議題の財源のあり方のところで、ご意見をいただきまして、 委員の皆さんの中では、名称はともかく、森林環境税をベースに して、財源を考えていくという事を感じました。

また、税務課長の方からもございましたが、税ということであ れば、超過課税方式をベースにしていくところで、問題は税収を どういった形で、山梨の森の新たな施策として展開していくのか という説明の部分で、ご説明や資料では、県民の方の目線で、分 かりやすいものではないということです。

もう少し、山梨の森をどうするかという全体像の中で、税収を どう効果的に使用できるのか、そういったことを目に見える形に する必要があるというご発言が多くあったように思います。

今日は、税制について議論されたのは初めてで、ようやく、こ の懇話会も税に辿り着いたというところです。本日、ご議論いた だいたものを、県の方で論点を整理していただいて、もう一度、 しっかりとした組み立てをお願いしたいと思います。

今日は、色々な発言をいただくというところで、ご意見をまと めるということはしませんが、次回はそれを元にして、より具体 的に議論して、最終的には報告を出すということなので、そのよ うに繋げていきたいと思っております。

その他のところで、何かございますか。事務局の方はございま すか。

森 林 環 境 次回の懇話会ですが、1 1月2日にお願いしたいと考えており 総 務 課 長|ますが、連休を挟みますが、よろしくお願いします。

日髙座長ありがとうございました。また、委員の皆様も、長時 司

間にわたるご審議ありがとうございました。以上をもちまして第3回環境と森づくりを考える税制懇話会を閉会といたします。